

二宮町税条例改正の概要

①わがまち特例による固定資産税の特例措置について

わがまち特例 従来法律で一律に定めていた課税標準又は税額の特例措置を各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できるようにするもの。

対象資産	対象時期	特例割合	改正対象条項
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	平成29年4月1日以降から対象 (平成30年度課税から適用)	価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	第20条の2 第1項
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産			第20条の2 第2項
事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する家屋及び償却資産			第20条の2 第3項
企業主導型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合	最初の5年間、価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	附則第15項第10号
改正都市緑地法に規定する緑地管理機構が設置する市民公開緑地(仮称)の用に供する土地	平成29年5月12日から平成31年3月31日まで	最初の3年間、価格の2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	附則第15項第11号

②災害に関する税制上の措置

		改正対象条項
特定被災共用土地に係る固定資産税額の按分の申出	被災市街地復興推進地域が定められた場合、それぞれ適用を4年度分に拡充。	第21条の2 第2項
被災住宅用地の申告		第25条の2

③軽自動車税におけるグリーン化特例の延長

[適用期間] 平成29年4月1日～平成31年3月31日

[適用内容] 適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用される。

対象・要件等		特例措置の内容	改正対象条項		
乗用車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)	税率を概ね75%軽減	附則第20項		
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能		
		平成17年排ガス規制75%低減又は 平成30年排ガス規制50%低減かつ	平成32年度燃費基準+30%達成	税率を概ね50%軽減	附則第21項
			平成32年度燃費基準+10%達成	税率を概ね25%軽減	附則第22項
貨物車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)	税率を概ね75%軽減	附則第20項		
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能		
		平成17年排ガス規制75%低減又は 平成30年排ガス規制50%低減かつ	平成27年度燃費基準+35%達成	税率を概ね50%軽減	附則第21項
			平成27年度燃費基準+15%達成	税率を概ね25%軽減	附則第22項